

# 地熱・地中熱等の利用による低炭素社会推進事業

(担当：水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室 他)

26年度予算額(案) 16.0億円

## 目的・意義

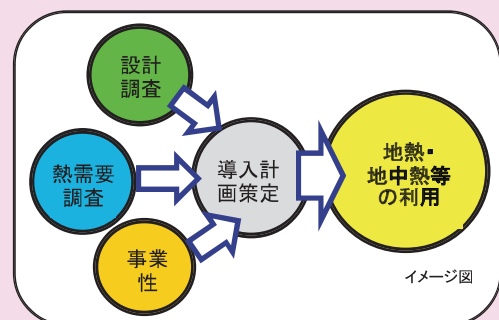
地熱・地中熱等を利用した取組は、二酸化炭素の排出削減の観点から非常に有効ですが、我が国はそのポテンシャルを十分に有効活用できていません。本事業では、環境に配慮した地熱・地中熱等利用事業の初期コスト低減による自立的普及を促し、地域のニーズや特性に適した環境保全型低炭素社会の構築を目指します。

## 事業内容

地域の特性に応じた環境配慮型の地熱・地中熱等利用事業の自立的普及に向けて、

1. 事業化計画の策定
2. 温泉エネルギー・地中熱を利用した設備等の設置

を行う地方公共団体又は民間団体等に対して補助を行います。



## 補助内容

### 【直接補助事業】

#### 1. 地熱・地中熱等利用事業の事業化計画策定【地球環境局地球温暖化対策課】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：環境に配慮しつつ地熱・地中熱又は温泉附随ガスを利用し、CO<sub>2</sub>削減を図る事業に必要な熱需要調査、事業性・資金調達、基本設計調査の検討等を通じた具体的な事業化計画の策定

補助割合：①定額（上限 1,000 万円）、②対象経費の 2/3 を上限に補助

#### 2. 地熱・地中熱等利用事業（設備導入支援）

##### <地熱等の利用>

##### (1) 温泉発電設備の設置【地球環境局地球温暖化対策課】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：開発済み温泉又は自然湧出温泉を利用するもの(固定価格買取制度による売電を行わないもの)

補助割合：①地方公共団体  
┌ 政令市未満：対象経費の 2/3 を上限に補助  
└ 政令市以上(※)：対象経費の 1/2 を上限に補助

②民間団体：対象経費の 1/2 を上限に補助

##### (2) ヒートポンプによる温泉熱の熱利用【自然環境局自然環境整備担当参事官室】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：温泉水を熱源とするヒートポンプ設備の導入

補助割合：①地方公共団体  
┌ 政令市未満：対象経費の 2/3 を上限に補助  
└ 政令市以上(※)：対象経費の 1/2 を上限に補助

②民間団体：対象経費の 1/3 を上限に補助

##### (3) 温泉付随ガスの熱利用【自然環境局自然環境整備担当参事官室】

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：温泉に付随する可燃性天然ガスを燃料としたボイラー等の設備の導入

補助割合：①地方公共団体  
┌ 政令市未満：対象経費の 2/3 を上限に補助  
└ 政令市以上(※)：対象経費の 1/2 を上限に補助

②民間団体：対象経費の 1/2 を上限に補助

**(4) 温泉付随ガスのコージェネレーション【自然環境局自然環境整備担当参事官室】**

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：温泉に付随する可燃性天然ガスを燃料としたコージェネレーション設備の導入

補助割合：①地方公共団体  
┌ 政令市未満：対象経費の 2/3 を上限に補助  
└ 政令市以上（※）：対象経費の 1/2 を上限に補助

②民間団体：対象経費の 1/2 を上限に補助

**(5) 地域面的地熱利用推進事業【自然環境局自然環境整備担当参事官室】**

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：地域における温泉の熱を利用した温泉の集中管理システム・融雪設備等の導入

補助割合：①地方公共団体  
┌ 政令市未満：対象経費の 2/3 を上限に補助  
└ 政令市以上（※）：対象経費の 1/2 を上限に補助

②民間団体：対象経費の 1/2 を上限に補助

**<地中熱の利用>**

**(6) モニタリング機器の設置等【水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室】**

補助対象者：地方公共団体、民間団体等

対象事業：地中熱利用ヒートポンプシステムの地盤環境の把握や、効率的な運転の維持等を行うためのモニタリング機器の設置、熱応答試験の実施等

補助割合：定額（周辺観測用井戸あり上限 400 万円、井戸なし上限 300 万円）

**(7) 地域面的地中熱利用推進事業【水・大気環境局土壌環境課地下水・地盤環境室】**

補助対象者：①地方公共団体、②民間団体等

対象事業：地盤環境保全に配慮して行う、ヒートポンプ等による規模の大きな地中熱利用システムの設置

補助割合：①地方公共団体  
┌ 政令市未満：対象経費の 2/3 を上限に補助  
└ 政令市以上（※）：対象経費の 1/2 を上限に補助

②民間団体：対象経費の 1/2 を上限に補助

（※）特別区を含む。

# 低炭素価値向上に向けた社会システム構築支援基金

(担当：地球環境局地球温暖化対策課 他)

26年度予算額(案) 94.0億円

## 目的・意義

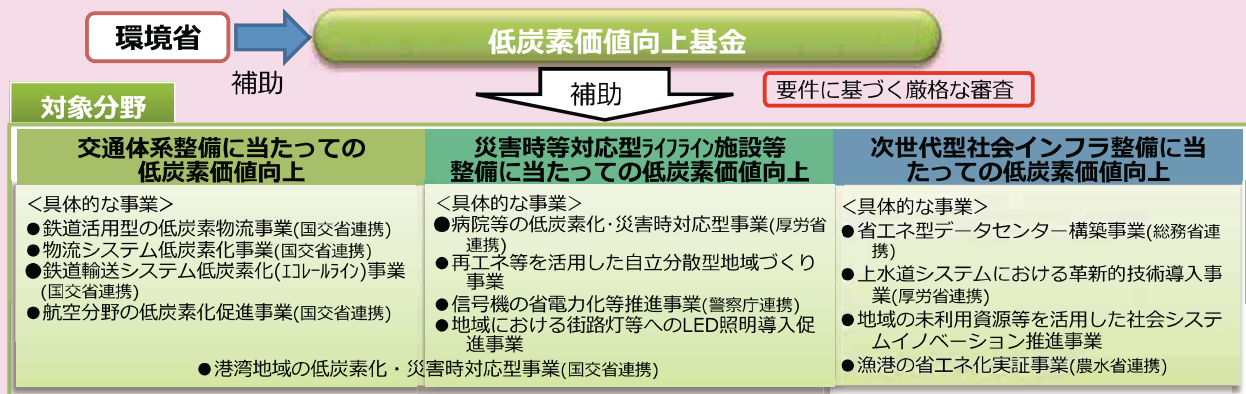
公共事業の多面的な展開が想定される中、21世紀型の国際規範となりつつある「低炭素社会」としての付加価値を合わせて創出することが必要です。

このため、本事業では、公共性が高い社会システムの整備に当たり、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出が長期にわたり少なくなるような技術等を導入するための事業に対し支援を行います。

## 事業内容

「低炭素価値向上基金」を造成し、以下の基本的要件に該当する、交通体系整備、災害時等対応型のライフライン施設等の整備及び次世代型社会インフラ整備に当たっての低炭素価値向上を目的としたモデル・実証事業に対し支援を行います。

- ① 低炭素化に効果的な規制等対策強化の検討に資する事業
- ② 公益性が高く資金回収・利益を期待することが困難な事業
- ③ モデル・実証的性格を有し、他事業への波及効果が大きい事業
- ④ 波及効果も含めた CO<sub>2</sub> 削減効果の定量化が可能である事業
- ⑤ 日本型の先端技術の戦略的な活用・展開が期待できる事業



## 補助内容

### 【基金事業】

I. 環境省が非営利法人を選定の上、補助金を交付し、同法人が低炭素価値向上基金を造成

II. 低炭素価値向上基金からの補助

1. 交通体系整備に当たっての低炭素価値向上

(1) 鉄道を活用した物流の低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)【水・大気環境局自動車環境対策課】

- ① 補助対象者：鉄道貨物利用運送事業者・貨物鉄道事業者
- ② 対象事業：汎用型の31フィートコンテナの導入
- ③ 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助

(2) 物流の低炭素化促進事業(国土交通省連携事業)【地球環境局地球温暖化対策課】

- ① 補助対象者：物流事業者等
- ② 対象事業：物流設備の省エネ化と物流業務の効率化の一体的実施による CO<sub>2</sub> 削減に必要な設備の導入事業、大型 CNG トラックを活用した低炭素中距離貨物輸送のモデル構築に必要な設備の導入事業、モーダルシフトの実現に必要な設備の導入事業、共同輸配送の実現に必要な設備の導入事業
- ③ 補助割合：対象経費の1/2を上限に補助